

環 境 基 準 等

1 大 気

(1) 大気汚染に係る環境基準及びその評価方法

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法	
		短 期 的 評 価	長 期 的 評 価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下	年間の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	年間の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。		(短期基準) 1日平均値の年間98%値が35µg/m ³ 以下 (長期基準) 1年平均値が15µg/m ³ 以下
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	年間の1日平均値の2%除外値が10ppm以下
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 3 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。 4 微小粒子状物質とは、浮遊粒子状物質のなかで、粒径が2.5µm以下のものをいう。			

(2) 大気汚染緊急時発令基準

物 質	注 意 報 基 準	警 報 基 準
硫黄酸化物	次のいずれかに該当する場合 ア 0.2ppm以上が3時間継続した場合 イ 0.3ppm以上が2時間継続した場合 ウ 0.5ppm以上になった場合 エ 48時間平均値が0.15ppm以上になった場合	次のいずれかに該当する場合 ア 0.5ppm以上が3時間継続した場合 イ 0.7ppm以上が2時間継続した場合
浮遊粒子状物質	2.0mg/m ³ 以上が2時間継続した場合	3.0mg/m ³ 以上が3時間継続した場合
一酸化炭素	30ppm以上になった場合	50ppm以上になった場合
二酸化窒素	0.5ppm以上になった場合	1ppm以上になった場合
オキシダント	0.12ppm以上になった場合	0.4ppm以上になった場合
備考 1 濃度の表示は特にことわりのない限り1時間平均値とする。 2 注意報又は警報の基準に該当し、かつ、気象条件からみて大気の汚染の状況が継続すると認められるときに、該当地域に注意報又は警報を発令する。 3 注意報又は警報の基準未達が2時間継続し、気象条件から緊急事態を脱したと認めるときに、注意報又は警報を解除する。警報を解除したときは、注意報に切り替える。		

(3) 微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起の判断基準

ア 注意喚起の判断基準

1日平均値が暫定的な指針となる値を超えると予想される場合

(ア) 注意喚起を行う暫定的な指針となる値

1日平均値：70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

(イ) 注意喚起を行う判断方法

a 午前中の早めの時間での判断方法

当該日の午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

b 午後からの活動に備えた判断方法

当該日の午前5時から12時までの1時間値の平均値が80 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

※ 1時間値の平均値は、測定局単位で計算する。

※ 県内測定局のいずれか1局でも超えれば県内全域に注意喚起を行う。

イ 注意喚起の解除

当該日の24時をもって自動解除

(4) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m^3 (3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m^3 (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m^3 (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m^3 (150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。
備考	1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 1 mg/m^3 = 1,000 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。

2 水 質

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	
	人の健康の保護に関する 環境基準（健康項目）	地下水の水質汚濁に係る 環境基準
カドミウム	0.003 mg/L以下	左記に同じ
全シアン	検出されないこと	〃
鉛	0.01 mg/L以下	〃
六価クロム	0.05 mg/L以下	〃
砒素	0.01 mg/L以下	〃
総水銀	0.0005mg/L以下	〃
アルキル水銀	検出されないこと	〃
P C B	検出されないこと	〃
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	〃
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	〃
クロロエチレン	なし	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	左記に同じ
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	なし
1,2-ジクロロエチレン	なし	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	左記に同じ
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	〃
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	〃
チウラム	0.006 mg/L以下	〃
シマジン	0.003 mg/L以下	〃
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	〃
ベンゼン	0.01 mg/L以下	〃
セレン	0.01 mg/L以下	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	〃
ふっ素	0.8 mg/L以下	〃
ほう素	1 mg/L以下	〃
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	〃

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶解性酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100 mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100 mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素 イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

3 ダイオキシン類

(1) 大気汚染等に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 また、土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 2 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 3 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 4 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の底質について適用する。 5 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。	

(2) 特定施設に係る排出基準

特定施設の種類			基準値	
			新設施設	既存施設
大気基準適用施設	アルミニウム合金製造施設		1 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
	廃棄物焼却炉	焼却能力 4 t/h以上	0.1 ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N
		2 t/h～4 t/h	1 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
		2 t/h未満	5 ng-TEQ/m ³ N	10 ng-TEQ/m ³ N
水質基準適用事業場	硫酸塩パルプ漂白施設		排水	10pg-TEQ/L
	廃棄物焼却炉に係る	湿式集じん施設		
		灰貯留施設		
	下水道終末処理施設			
共同排水処理施設				

- (注) 1 上記の特定施設は、本県に存在する施設のみを記載している。
 2 「既存施設」とは、ダイオキシン類対策特別措置法の施行（平成12年1月15日）の際、現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいう。ただし、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積2 m²以上又は焼却能力200kg/h以上）については、「新設施設」の基準が適用される。